

○厚木愛甲環境施設組合財産規則

（平成16年4月1日
規則第10号）

目次

| | |
|---------------------|------|
| 第1章 総則（第1条～第5条） | 2021 |
| 第2章 取得（第6条～第10条） | 2022 |
| 第3章 管理（第11条～第14条） | 2023 |
| 第4章 財産台帳（第15条～第18条） | 2024 |
| 附則 | 2025 |

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、組合財産の取得、管理について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合財産 厚木愛甲環境施設組合の所有する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条第1項に規定する公有財産をいう。
- (2) 取得 買入れ、新営、交換、取用、換地、寄附受入れ、帰属その他の方法による組合財産の増加をいう。
- (3) 管理 組合財産の維持、保存及び運用をいう。
- (4) 用途変更 行政財産の目的又は用途を変更することをいう。
- (5) 用途廃止 行政財産を普通財産に分類換えすることをいう。
- (6) 公用使用 普通財産を行政財産に分類換えすることをいう。
- (7) 事務局長 厚木愛甲環境施設組合職員の職の設置に関する規則（平成16年厚木愛甲環境施設組合規則第5号。以下「職規則」という。）第3条第1項に規定する事務局長をいう。
- (8) 事務局次長 職規則第3条第1項に規定する事務局次長をいう。

（行政財産に関する所掌事務）

第3条 事務局長が所掌する行政財産の取得に関する事務は、次のとおりとする。

- (1) 土地の取得
- (2) 建物の新築、増築及び改築
- (3) 前2号以外の行政財産の取得
（普通財産に関する所掌事務）

第4条 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、事務局長が所掌する。
（評価）

第5条 組合財産を取得し、又は処分しようとするときは、あらかじめ当該財産を評価しなければならない。ただし、原始取得する場合その他特別な事由のあるときは、この限りでない。

第2章 取得

（取得手続）

第6条 組合財産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載した伺い文書に契約書案、寄附受入書案、評価調書その他関係書類及び図面を添えて、決裁を受けなければならない。

- (1) 取得しようとする財産の名称、所在地、種目、構造、数量等
- (2) 相手方の住所及び氏名（法人にあつては所在地、名称及び代表者名）
- (3) 取得しようとする理由
- (4) 取得の方法
- (5) 取得金額及び評価額並びにその支払方法
- (6) 寄附を受ける場合は、条件の有無
- (7) 交換の場合は、交換に供する普通財産の所在地、種目、構造、数量等及び交換差金の額
- (8) 取得後の分類及び財産台帳記載事項
- (9) その他必要な事項
（取得前の措置）

第7条 組合財産を取得しようとするときは、あらかじめ当該財産に関して必要な調査を行い、私権の設定その他特殊な義務があるときは、これを所有者又は権利者に消滅させた後でなければ当該財産を取得してはならない。ただし、特別な事由があるときは、この限りでない。
（境界標の設置）

第8条 事務局次長は、土地又は地上権、地役権その他これらに準ずる権利を取得し

ときは、速やかにその境界線上の屈折部その他必要な箇所に不朽の物質をもって、境界標を設置しなければならない。

2 事務局次長は、その所管する組合財産の境界が明らかでないときは、隣接地の所有者に立会いを求めて、その境界の確定について協議しなければならない。

3 前項の協議が整ったときは、次に掲げる事項を記載した文書を作成するものとする。

- (1) 境界を確定した組合財産及び隣接地の所在、公図、配置図又は平面図
- (2) 隣接地の所有者の住所及び氏名（法人にあつては所在地、名称及び代表者名）
- (3) 立会期日及び協議の整った期日
- (4) 境界標の位置
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(登記又は登録)

第9条 事務局次長は、登記又は登録を要する組合財産を取得したときは、その手続を速やかにしなければならない。

(代金等の支払)

第10条 登記又は登録を要する組合財産を取得したときは登記又は登録の完了後、その他の組合財産を取得したときはその引渡しを受けた後でなければ代金又は交換差金の全部を支払うことができない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第3章 管理

(組合財産の維持及び保存)

第11条 事務局次長は、その所管する組合財産について、随時巡回その他の方法により、次に掲げる事項を常に調査し、適正な維持及び保存に努め、異状を発見したときは、遅滞なく必要な措置をとらなければならない。

- (1) 組合財産の使用状況
- (2) 電気、ガス、水道、排水施設その他の附帯設備の整備状況
- (3) 土地境界の状況
- (4) 建物、工作物、山林等について火災その他の災害の予防の状況
- (5) 現況と財産台帳及びその関係書類との符合状況
- (6) その他管理上必要と認める事項

(用途変更及び用途廃止)

第12条 事務局長は、用途変更又は用途廃止をしようとするときは、次に掲げる事項を記載して、決裁を受けなければならない。

- (1) 財産台帳記載事項
- (2) 用途変更又は用途廃止をしようとする理由及び時期
- (3) その他必要な事項
(公用使用)

第13条 事務局長は、公用使用をしようとするときは、次に掲げる事項を記載して、決裁を受けなければならない。

- (1) 財産台帳記載事項
- (2) 公用使用をしようとする理由及び時期
- (3) その他必要な事項
(損害の報告)

第14条 事務局長は、天災その他事故により組合財産が滅失し又はき損したときは、次に掲げる事項を記載して、管理者に直ちに報告しなければならない。

- (1) 財産台帳記載事項
- (2) 滅失又はき損の原因
- (3) 当該組合財産の被害の程度
- (4) 損害見積価格及び復旧に要する見込額
- (5) き損した財産の保全又は応急措置

第4章 財産台帳

(財産台帳の作成)

第15条 事務局次長は、組合財産の状況を明らかにするため、財産台帳（第1号様式）を備え、整理しなければならない。ただし、道路台帳等法令の規定により作成を義務づけられているものは、この限りでない。

2 財産台帳には、当該台帳に登録された組合財産及び当該財産に附属する工作物及び物品についての必要な図面等を添えておかなければならない。

(財産台帳価格)

第16条 財産台帳に登録する組合財産の価格は、買入りに係るものにあつては買入金額、交換に係るものにあつては交換当時における評価額、取用に係るものにあつては補償金額、その他のものにあつては次に掲げる区分に従つて定めるものとする。

- (1) 土地 近傍類似の土地の時価を考慮して算定した価格

- (2) 建物及び建物に附属する工作物 建築費又は見積価格
 - (3) 立木等 見積価格
 - (4) 法第238条第1項第4号及び第5号に掲げる権利 取得金額
 - (5) 有価証券 額面金額
 - (6) 出資による権利 出資金額（現物出資にあっては出資当時の評価額）
- 2 修繕により組合財産の価格の増加を来す場合は、その修繕に要した費用を財産台帳に登録する。
- 3 建物等の建築に際して要した敷地造成費は、土地の価格に加算するものとする。
（財産台帳価格の改定）

第17条 財産台帳に登録されている組合財産の価格は、3年ごとにその年の3月末日現在でこれを評定し、改定しなければならない。ただし、管理者が認めるときは、この限りでない。

（財産台帳等の記載事項の報告）

第18条 事務局次長は、組合財産（道路、公園、排水路等の用に供する土地を除く。）を取得したとき、又は管理状況に変更があったときは、当該組合財産を取得し、又は管理状況に変更があった月の末日までに事務局長に報告し、その後、財産台帳を作成し、又は補正整理しなければならない。

- (1) 用途変更及び用途廃止をしたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、財産台帳記載事項に変更があったとき。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。